

新型コロナウイルスに関するQ&A

在南アフリカ共和国日本国大使館

目次

■現在の状況

- [Q1 現在の南アの状況について教えてください。.....2](#)
- [Q2 南ア、エスワティニ及びレトにおける現在の感染者数等がわかるサイトを教えてください。.....2](#)
- [Q3 南ア、エスワティニ及びレトに関する日本の渡航情報及び水際対策はどうなっていますか。.....2](#)
- [Q4 南アのロックダウン規制にはどのような規制がありますか。.....3](#)

■渡航情報、出入国

- [Q5 「広域情報」と「感染症危険情報」、「危険情報」の違いは何ですか。.....3](#)
- [Q6 南アフリカの「感染症危険情報」と「危険情報」の状況を教えてください。.....4](#)
- [Q7 仮に「危険情報」又は「感染症危険情報」がレベル4になれば「退避勧告」となるのでしょうか。.....4](#)
- [Q8 ロックダウン中でも出入国できるのでしょうか。.....4](#)
- [Q9 南ア滞在ビザの期限が失効する場合どうすればよいですか。.....5](#)
- [Q10 南アへ入国する場合、事前にどのような準備が必要ですか。.....5](#)
- [Q11 南アから日本に向け出国する場合、事前にどのような準備が必要ですか。.....5](#)
- [Q12 一時帰国が難しいため日本の運転免許証が失効しますが、どうすればよいですか。.....5](#)

■医療

- [Q13 南ア国内の最新の医療情報\(新型コロナウイルス関連\)はありますか。.....6](#)
- [Q14 南ア滞在中に、風邪のような症状があります。どうすればよいですか。.....7](#)
- [Q15 南ア国内で、COVID-19の検査はどこで受けられますか。.....7](#)
- [Q16 南ア国内で海外渡航に必要なPCR検査\(陰性証明取得の目的\)を受けることはできますか。.....7](#)
- [Q17 南ア国内で、検査で陽性と判定された場合、どうすればよいですか。.....7](#)
- [Q18 南ア国内にかかりつけの医師や病院が無い場合は、どちらに行けばよいですか。.....8](#)
- [Q19 南ア国内における「濃厚接触者」の定義とはどのようなものですか。.....8](#)

■治安

- [Q20 南アの治安状況について教えてください。.....8](#)
- [Q21 仮に南アで犯罪や暴動に巻き込まれた場合はどうすればよいですか。.....8](#)

■大使館との連絡

- [Q22 大使館の連絡先を教えてください。.....9](#)
- [Q23 大使館からの領事メールはどのようにして入手できますか。.....9](#)

■現在の状況

Q1	<p>現在の南アの状況について教えてください。</p>
A1	<p>南アでは、2月28日から、「ロックダウン警戒レベル1」の各種規制が行われています。詳細は、官報及び領事メール(ロックダウン警戒レベル1に伴う規制緩和:2021/3/1現在)をご参照ください。</p> <p>https://www.za.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19.html</p> <p>【参考】南アにおけるロックダウンの経緯</p> <p>2020年3月27日、ロックダウンが開始され、航空機の離発着も禁止され、国境においては渡航者の出入国が禁止されました。また、このロックダウンによりすべての住民は買い物等以外の外出は基本的にできない状況となり、都市間の移動もできない状況となりました。ロックダウン開始以後、タウンシップ等では、検査や消毒等が行われるとともに、軍や警察などの治安機関が検問等を強化するなど、南ア政府は新型コロナウイルス対策を強化しました。</p> <p>同年4月25日、南ア政府はナショナル・ロックダウンを5段階に分類した警戒レベルを発表し、5月1日から警戒レベル4に、6月1日から同警戒レベル3に、8月18日から同警戒レベル2に、さらに、9月21日から同警戒レベル1に引き下げ、11月12日から全ての国からの渡航が許可されました(詳細は当館領事メール参照:https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100136997.pdf)。</p> <p>その後、年末年始の感染者の急増に伴い、12月29日より、同警戒レベルは「調整された警戒レベル3」へと引き上げられましたが、2021年2月28日、新規感染者数、入院患者数、死亡者数の減少を受け、感染第二波から抜け出したとして、同警戒レベル1に引き下げ(規制緩和)されました。</p>
Q2	<p>南ア、エスワティニ及びレトにおける現在の感染者数等がわかるサイトを教えてください。</p>
A2	<p>以下のとおりです。</p> <p>(南ア)政府ポータルサイト https://sacoronavirus.co.za/</p> <p>(エスワティニ)政府公式ツイッター https://twitter.com/eswatinigovern1/</p> <p>(レト)新型コロナ感染症事務局(NACOSEC)公式ツイッター</p> <p>https://mobile.twitter.com/nacosec/</p> <p>また、ハウテン州(南ア)は、同州内地区別の感染者数をツイッター(下記リンク)にて発表しています。</p> <p>https://twitter.com/gautenghealth</p>
Q3	<p>南ア、エスワティニ及びレトに関する日本の渡航情報及び水際対策はどうなっていますか。</p>
A3	<p>(南ア)南アには、日本外務省から感染症危険情報レベル3(渡航は止めてください。(渡航中止勧告))(昨年5月25日付)が発出されています。また、南アに関する日本の水際対策措置は、その他の国々に関するものよりも強化されています(昨年12月25日付)。</p> <p>https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C089.html</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html</p> <p>https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C089.html</p>

	<p>(エスワティニ及びレソト)エスワティニ及びレソトにも、南アと同様に感染症期間情報レベル3が発出されています。</p> <p>上記のいずれについても、具体的内容については当館領事メール及び外務省海外安全ホームページ(下記リンク)を御参照ください。</p> <p>(当館領事メール)</p> <p>https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100136999.pdf</p> <p>(外務省海外安全ホームページ)</p> <p>https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info1030.html</p>
Q4	南アのロックダウン規制にはどのような規制がありますか。
A4	<p>本年2月28日付の警戒レベル1の官報が発行されていますので、こちらをご参照ください。</p> <p>https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100153953.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間外出禁止令が午前0時から午前4時まで。 ・外出の際には、マスクを着用する必要があります(公共の場所においてマスク着用が義務化されており(罰則規定あり、6歳未満の子供は除く))。 <p>【2月28日改正のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間外出禁止令が午前0時から午前4時までに緩和。 ・レストランを含む店舗(施設)の閉店時間を午後11時までに緩和。 ・国際線はORタンボ空港、ケープタウン空港、キングシャカ空港に加え、クルーガー・ムプマランガ空港、ランセリア空港の5つの国境が使用される。 ・酒類販売の曜日・時間規制の解除(夜間外出禁止令の時間を除く認可を受けた取引時間内)。 ・集会(宗教的、社会的、政治的、文化的な集まり)は人数制限や健康プロトコルなどの遵守を条件に許可される。なお、集会の上限は屋内100人、屋内250人まで(ただし、会場が狭くソーシャル・ディスタンスが確保できない場合は、定員の50%まで。)

■渡航情報、出入国

昨年3月31日付で、外務省より、広域情報「アフリカにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起(アフリカに滞在及び渡航中の邦人は可及的速やかな帰国を至急ご検討ください。)」が発出され、現在でも引き続き有効です。

南アでは、昨年10月より国際商用航空便の運航が再開され、現在も運航が継続されています。なお、夜間外出禁止時間内にフライトで到着した場合、または夜間外出禁止時間内の移動が必要なため空港へ／から移動している場合、旅行者がフライトを証明する有効な搭乗券または航空券の写しを所持している場合に限り、移動が認められています。

Q5	広域情報」と「感染症危険情報」、「危険情報」の違いは何ですか。
A5	「広域情報」とは、複数の国や地域にまたがる広い範囲で注意を必要とする事態が生じた際に注意を呼びかけるものです。

	<p>https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/wide.html</p> <p>「感染症危険情報」は、新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。危険情報の4段階の 카테고리を使用し、世界保健機関(WHO)等国際機関の対応や、発生国・地域の流行状況、主要国の対応等を総合的に勘案して発出します。また、4段階の 카테고리ごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を、状況に応じて付記します。</p> <p>https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html</p> <p>「危険情報」は、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。</p> <p>https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/risk.html</p>
Q6	南アフリカの「感染症危険情報」と「危険情報」の状況を教えてください。
A6	<p>2020年5月25日、南アに対し感染症危険情報レベル3(渡航は止めてください。(渡航中止勧告))が発出され、これは現在も引き続き有効です。具体的内容については当館領事メール及び外務省海外安全ホームページ(下記リンク)を御参照ください。</p> <p>また、南アに関する日本の水際対策措置は、その他の国々に関するものよりも強化されています(昨年12月25日付)。</p> <p>https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspacificinfo_2020C089.html</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html</p> <p>(当館領事メール)</p> <p>https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100136999.pdf</p> <p>(外務省海外安全ホームページ)</p> <p>https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info1030.html</p> <p>南アに対する感染症危険情報及び危険情報の発出状況を示す図については、外務省海外安全ホームページ中の下記リンクを御参照ください。</p> <p>https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsposhazardinfo_122.html#ad-image-0</p>
Q7	仮に「危険情報」又は「感染症危険情報」がレベル4になれば「退避勧告」となるのでしょうか。
A7	<p>各レベルの内容は以下のとおりです。</p> <p>危険レベル</p> <p>凡例：</p> <ul style="list-style-type: none"> 「レベル1：十分注意してください。」 「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」 「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」 「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」

Q8	ロックダウン中でも出入国できるのでしょうか。
A8	現在、南ア国内の3か所の空港(ヨハネスブルグ、ダーバン、ケープタウン)の民間国際線商用機の離発着が可能となっています。南ア入国に際しては、出国前72時間以内の陰性検査証明が求められます。
Q9	南ア滞在ビザの期限が失効する場合どうすればよいですか。
A9	南ア内務省は、昨年2月15日以降ロックダウン期間を含む期間に、南アビザの有効期限が経過した場合には、ビザの延長申請を受け付けることができ、さらに帰国を優先して出国しても(南アへの再入国)禁止等の措置をとらないと発表しています。なお、ビザの有効期限が切れて、今後も南アに滞在される方は延長申請が可能ですので、ロックダウン後に速やかに内務省や最寄りの(代理民間申請機関の)VFSにご確認・申請してください。 ・南ア内務省コンタクトセンター 0800-60-11-90 hacc@dha.gov.za ・VFS社(南ア内務省が委託する民間の代理申請期間) https://www.vfsglobal.com/dha/southafrica/
Q10	南アへ入国する場合、事前にどのような準備が必要ですか。
A10	日本から出発する際に、日本の空港の航空会社チェックイン時に、必要書類(PCR検査陰性証明書、要すれば、健康質問票の登録、ホテルや住居情報、海外旅行保険、ホテル隔離の場合の資金(銀行残高等)、南アの新型コロナアラートアプリのダウンロード等)を厳格に求められる場合がありますので、事前に航空会社に確認してください。 なお、健康質問票は、12月17日から試験的に運用が開始されていますが、紙ベースでの提出でも可能です。 https://sa-covid-19-travel.info/ 南アでの90日以内の滞在の場合は、ビザ取得は免除となっています(就業を除く)。
Q11	南アから日本に向け出国する場合、事前にどのような準備が必要ですか。
A11	日本入国時の水際対策措置が強化されています。南アから日本に入国する方は、まず、入国時に検査証明書(PCR検査陰性証明書)の提示を求められます。加えて、検疫所長の指定する宿泊施設での待機が求められ、入国後3日目に改めて検査を行い、同検査で陰性と判定された方については、検疫所長の指定する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等での待機が求められます(以上の措置は昨年12月26日から実施。検疫所では、自己隔離方法についての指示に従ってください。) https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C089.html https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html 一部の航空会社は、南ア出発フライト便の搭乗手続きに際して、成田空港到着乗客を対象に、日本の厚生労働省のオンライン(検疫)質問票を登録した際に受信するQRコードの提示を求めています。この申告は、本来日本入国時に行うものですが、前もって登録やチェックイン時に求められて登録することも可能ですが、必ず日本到着時の状況を踏まえて修正入力を行ってください(虚偽の申告をした場合罰則規定がありますので注意してください。) 厚生労働省オンライン質問票: https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp/#/

Q12	一時帰国が難しいため日本の運転免許証が失効しますが、どうすればよいですか。
A12	<p>南アで運転する場合、日本の運転免許証と当館が発行した翻訳証明、または国際免許証と日本運転免許証があれば運転できますが、運転免許証の期限が切れた場合は、運転することができません。</p> <p>なお、日本の警察庁は、新型コロナウイルスをめぐる状況に鑑み、運転免許証の通常の更新手続きを受けることができない方に対し、当該者が所持する免許証の更新期限が令和2年3月13日～令和3年3月31日までの間である場合、更新期限の前に、警察署や運転免許センター等に申し出て、期間延長につき、裏面に記載してもらおう又はその旨を記したシールを入手することで、運転可能期間を3か月延長することを認めています。この手続きの詳細については、代理申請が可能かどうかを含めて各都道府県警察に委ねられておりますので、所持する免許証を発行した公安委員会下の都道府県警察に相談してください。</p> <p>https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/corona/index_corona_special.html</p>

■医療

Q13	南ア国内の最新の医療情報(新型コロナウイルス関連)はありますか。
A13	<p>南ア政府によるポータルサイトに各種情報が随時掲載されていますので、必要に応じて御参照ください。</p> <p>https://sacoronavirus.co.za</p> <p>各種ホットラインや、WhatsAppヘルプサービスなどの情報は以下を御参照ください。</p> <p>https://sacoronavirus.co.za/contact/</p> <p>公的ホットライン 0800 029 999 WhatsApp 0600 123 456 (HI と送信)</p> <p>最近の入院数などの情報は、NICD(南ア国立感染症研究所)が公表しているサーベイランスレポートを御参照ください。</p> <p>https://www.nicd.ac.za/diseases-a-z-index/covid-19/surveillance-reports/</p> <p>新型コロナウイルス感染症の基礎知識、濃厚接触の定義や退院の条件、変異株についての情報などを以下にまとめましたので、ご参照ください。</p> <p>(2021. 1. 19現在の情報)</p> <p>https://www.za.emb-japan.go.jp/files/20210119.pdf</p> <p>これまでに大使館が発出した医療情報は下記の通りです。</p> <p>(2020. 7. 17付け)</p> <p>https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100075817.pdf</p> <p>(2020. 4. 21付け)</p> <p>https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100047224.pdf</p>

	「ひとりひとりの力でできる新型コロナウイルス感染症対策」 https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100047079.pdf
Q14	南ア滞在中に、風邪のような症状があります。どうすればよいですか。
A14	この時期の風邪はCOVID-19(新型コロナウイルス感染症)を疑って行動することが大事です。微熱や軽微な症状であれば、外出は控え、自宅で療養することをおすすめします。同居人がいる場合には別室にし、マスクを着用、手洗いを徹底してください。症状が重い場合、症状が長引く場合、妊娠中や持病をお持ちの方は、かかりつけ医または近くの開業医に電話で受診可能かお問い合わせください。必ず、事前に電話で連絡することをおすすめします。
Q15	南ア国内で、COVID-19の検査はどこで受けられますか。
A15	発熱や咽頭痛、息切れ、咳などの症状のうちひとつでも当てはまれば検査対象となります。以前あった感染国への渡航歴・感染者との接触歴の有無は参考にはされますが、検査の必須条件ではなくなりました。まずは、かかりつけ医やお近くの開業医に電話でお問い合わせください。かかりつけ医によっては、自ら診療所で検体採取を行っている場合もありますが、多くは民間の検査機関(Lancet、Ampath、PathCare 等)に直接行くことを指示されます。軽症者は、結果が通知されるまでの間、自己隔離となります。これらの民間の検査機関では現在一律850ランドでPCR検査が受けられます。 (検査実施機関の例) http://www.lancet.co.za/corona-virus-info-hub/ https://www.ampath.co.za/ https://www.pathcare.co.za/ 公立病院では無料で検査を行っていますが、可能な限り民間の検査機関で受けることを推奨します。民間は公立と比較して、検査体制が整っていること、結果が判明するまでの日数が比較的に短いことが大きな利点です。
Q16	南ア国内で海外渡航に必要な PCR 検査(陰性証明取得の目的)を受けることはできますか。
A16	検査機関、ドラッグストア、医療機関等で可能ですが、検査を受けるための条件や結果取得までの時間が流動的ですので、事前に問い合わせた上での受検をお勧め致します。PathCareでは、本年1月現在、一部地域において旅行目的の検査を受け付けておりません。その他の機関においても条件が変更される可能性がありますので、最新情報を直接検査機関にご確認ください。 (検査実施機関の例) http://www.lancet.co.za/corona-virus-info-hub/ https://www.ampath.co.za/ https://www.dischem.co.za/dis-chem-covid-19-drive-through-testing-stations ORタンボ空港において、国立保健検査サービス(www.nhls.ac.za)がモバイルラボを展開しています。(問い合わせ先:072 415 4635)
Q17	南ア国内で、検査で陽性と判定された場合、どうすればよいですか。
A17	検査結果は直接検査施設より連絡があった場合、必ず検査を指示した医師と共有してください。その上で医師に必要な措置を講じてもらう必要があります。現在南アでは、軽症者でかつ住居環境

	<p>に問題がなければ、10日間の自宅隔離の方針としております。隔離中に症状が悪化した場合は、すぐに医師に連絡を取れる体制を取ってください。入院に関しては、私立病院・公立病院ともに対応しております。NICD(国立感染症研究所)の下記情報も御参照ください。</p> <p>https://www.nicd.ac.za/i-tested-positive-for-covid-19-what-now/</p> <p>在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染を疑われるような症状が見られた場合には、当館にも連絡していただきますようお願いいたします。</p>
Q18	<p>南ア国内にかかりつけの医師や病院が無い場合は、どちらに行けばよいですか。</p>
A18	<p>南ア政府は当初より各州の中核公立病院をCOVID-19における指定病院として発表しておりますが、邦人がよく利用されるNetcare、Mediclinic、Life系列の私立病院は環境面でより整っております。</p> <p>推奨される医療機関(私立病院)については、外務省ホームページ(世界の医療事情(南アフリカ))をご覧ください。</p> <p>https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/africa/safrica.html</p> <p>一般診療医(GP)をお探しの場合は、各私立病院のHPにある医師検索欄や民間の医師検索サイト(Medpages: https://www.medpages.info/sf/index.php?page=homepage)も参考になります。</p>
Q19	<p>南ア国内における「濃厚接触者」の定義とはどのようなものですか。</p>
A19	<p>濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触した方を指します。南アにおいては、具体的には、感染者と対面で1メートル以内の距離で接した場合や、閉鎖された空間にて15分以上接触した場合を濃厚接触としています。感染者の同居者や同じ教室で授業を受ける学生もこれに該当します。感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間(発症2日前から10日後まで)に接触のあった場合に濃厚接触の有無が問われます。濃厚接触者と判断される場合は、接触した日から10日間の自己検疫を行うことになります。</p> <p>https://www.nicd.ac.za/diseases-a-z-index/covid-19/advice-for-the-public/what-to-do-if-i-am-a-close-contact-of-a-person-with-confirmed-disease-and-am-asked-to-home-quarantine/</p> <p>また、南ア政府は、政府が開発した接触確認アプリ「COVID Alert SA」の利用も強く推奨しております。https://sacoronavirus.co.za/covidalert/</p>

■治安

Q20	<p>南アの治安状況について教えてください。</p>
A20	<p>南ア国家警察は、2020年3月のロックダウンが始まってから同年4月、5月と凶悪犯罪の発生件数が減少したと発表しました。しかしながら、同年6月にロックダウン警戒レベルが3に引き下げられると、殺人や同未遂の日ごとの発生件数が5月までと比べて増加したとして懸念を示しました。また、同年10月1日以降同警戒レベルが1に引き下げられたことに伴い、犯罪発生件数の増加と手口の凶悪化傾向が見られます。</p> <p>2020年12月28日、警戒レベルが調整されたレベル3に再度引き上げられ、経済活動が一部制限されたことによる経済状況の悪化に伴い、犯罪の懸念は高まっています。国家警察等は引き続き治安対策にあたっていますが、治安情勢は厳しい情勢にある可能性がありますので、外出するときは周囲への警戒を怠らないようにしてください。</p>

Q21	仮に南アで犯罪や暴動に巻き込まれた場合はどうすればよいですか。
A21	<p>南アフリカは、平常時においても治安情勢に問題を抱えており、現在の状況下でも犯罪や暴動に巻き込まれないように、細心の注意を払うことが大切です。</p> <p>警備機器がある場合は在宅中も適切に警備機器を使用する、警備員の配置がある場合は警備員の出勤を確認する、要すれば契約警備会社にパトロール強化を依頼する、外出するときは常に周囲の状況を警戒するといった注意が必要です。</p> <p>万が一、犯罪の被害に遭った場合、南ア国家警察等の治安機関は業務を続けていますので、緊急通報番号10111又は最寄りの警察署へ通報して、指示を仰いでください。また、在南アフリカ日本国大使館にも御連絡ください。</p>

■大使館との連絡

Q22	大使館の連絡先を教えてください。
A22	<p>・在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in the Republic of South Africa 259 Baines Street, corner Frans Oerder Street, Groenkloof, Pretoria 0181, Republic of South Africa 電話: (27-12) 452-1500 Fax: (27-12) 460-3800~1 Eメールアドレス: consul@pr.mofa.go.jp https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop/ja/index.html</p> <p>・在ケープタウン領事事務所 Office of Consul of Japan, Cape Town 21st Floor Office, The Towers, 2 Heerengracht Corner, Hertzog Boulevard, Cape Town 8001, Republic of South Africa 電話: (27-21) 425-1695 Fax: (27-21) 4182116 Eメールアドレス: enquiries@pr.mofa.go.jp https://www.za.emb-japan.go.jp/jp/embassy/consular_contact.html</p>
Q23	大使館からの領事メールはどのようにして入手できますか。
A23	<p>在留邦人の方に関しては、在留届けを提出されている方、短期旅行の方に関しては、「たびレジ」を登録された方に、大使館からの領事メールをお送りしています。</p> <p>・「たびレジ」の登録について https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/agree.html</p> <p>また、領事メール以外にも、当館ホームページ/Facebook/Instagram/Twitter(下記リンク)を確認してください。</p>

・在南アフリカ日本大使館ホームページ

https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

・在南アフリカ日本大使館Facebook

<https://www.facebook.com/JAPANinSA/>

・在南アフリカ日本大使館Instagram

<https://www.instagram.com/embassyofjapaninsouthafrica/>

・在南アフリカ日本大使館Twitter

<https://www.instagram.com/embassyofjapaninsouthafrica/>

・在ケープタウン領事事務所Facebook

<https://www.facebook.com/CoJCPT/>